

茨城県央環境衛生組合委託に関するプロポーザル実施取扱要綱

令和6年11月22日

要綱第3号

(趣旨)

第1条 茨城県央環境衛生組合（以下「組合」という。）の発注する委託について、プロポーザル方式により受託候補者（以下「候補者」という。）を特定しようとする場合の事務取扱については、茨城県央環境衛生組合財務規則（令和6年茨城県央環境衛生組合規則第13号。以下「規則」という。）その他の別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「プロポーザル方式」とは、委託の候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、又は選定し、当該委託に係る実施方針、実施体制、技術提案等に関する技術提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した候補者を特定する方式をいう。

2 この要綱において「公募型プロポーザル方式」とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、「指名型プロポーザル方式」とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

(対象)

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則に定める競争入札によらず、プロポーザル方式により候補者の特定を行うことができる。

(1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務

(2) 組合において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務

2 事務局長は、プロポーザル方式により候補者の特定を行おうとするときは、あらかじめ当該委託が前項の規定に該当するか否か、選定の着眼点、評価項目及びその度合、評価基準その他必要な事項を、茨城県央環境衛生組合建設工事等入札審査会（以下「入札審査会」という。）において審議するものとする。

(選定委員会の設置)

第4条 管理者は、プロポーザル方式による候補者の特定を厳正かつ公平に行うため、選定委員会を設置することができる。

2 選定委員会の組織運営等については、対象となる委託業務ごとに管理者が別に定めるものとする。

(提案資格)

第5条 管理者は、プロポーザル方式により候補者の特定を行おうとするときは、

発注する契約ごとに次に定める事項を、当該委託に係る提案資格として定めるものとする。ただし、管理者が特に認める場合においては、この限りでない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該年度の笠間市入札参加資格者名簿及び茨城町一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、両名簿において当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。

(3) 次のいずれかの日において、笠間市建設工事請負業者指名停止等規程(平成18年笠間市告示第21号)、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成29年茨城町要領第3号)及び茨城町物品調達等登録業者指名停止要領(平成29年茨城町要領第4号)の規定による指名停止等措置を受けていない者であること。

ア 公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加表明申出書(様式第1号。以下「参加表明申出書」という。)の提出期限から候補者の特定の日まで

イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知の日から候補者の特定の日まで

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(会社更生法に基づく再生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、第2号の競争入札参加資格の再認定を受けている者)であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者でないこと。

(6) その他管理者が必要と認める事項
(実施の公表)

第6条 管理者は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該契約ごとに、次に掲げる事項をホームページ及び掲示板への掲示、公告その他の方法により公表するものとする。

(1) 委託名、委託内容及び履行期間

(2) 提案書の提出者の資格

(3) 提案書を特定するための評価基準

(4) 担当係

(5) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法

(6) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法

(7) 提案書提出の期限、場所及び方法

(8) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項

(9) 手続において使用する言語及び通貨

(10) 契約書作成の要否

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

(12) 評価が同点となった場合の措置

(13) その他管理者が必要と認める事項

(参加表明手続)

第7条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、参加表明申出書及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を管理者に提出しなければならない。

(参加表明申出者の提案資格の確認等)

第8条 管理者は、前条の規定に基づき参加表明申出書を提出した者（以下「参加申出者」という。）について、第5条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 管理者は、提案資格を満たさないことを確認した者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第9条 管理者は、参加申出者に対し、公告又はプロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、参加資格確認結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の参加資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、管理者に対して書面により、その理由についての説明を求めることができる。

(指名業者の選定)

第10条 事務局長は、指名型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該契約に係る提案資格を有すると認めたものの中から、提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）を選定し、入札審査会において審議するものとする。

(指名の通知)

第11条 管理者は、要請者を決定した場合は、速やかに当該提案者に対しプロポーザル参加指名通知書（様式第3号）により次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 委託名、委託内容及び履行期間

(2) 提案書を特定するための評価基準

- (3) 担当係
 - (4) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
 - (5) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
 - (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
 - (7) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
 - (8) 手続において使用する言語及び通貨
 - (9) 契約書作成の要否
 - (10) 関連情報を入手するための照会窓口
 - (11) 評価が同点となった場合の措置
 - (12) その他管理者が必要と認める事項
- (技術提案書の提出要請)

第12条 管理者は、第8条の確認及び第10条の指名に基づき、参加申出者及び要請者（以下「申出者等」という。）に対し、提出意思確認書（様式第4号）及び技術提案書（様式第5号）の提出をプロポーザル関係書類提出要請書（様式第6号）により要請するものとする。

2 提案書を提出しようとする者は、公告又はプロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提出意思確認書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

3 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、委託の性格上、申出者等と対面で説明を行わないと適切な提案が行われないおそれがある場合には、申出者等に説明を行うことを妨げない。

(候補者の特定)

第13条 管理者は、選定委員会において提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、当該委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を候補者として特定するものとする。

2 前項の特定にあつては、第3条第2項の規定によりあらかじめ定めた評価方法により行わなければならない。

3 管理者は、前項の審査結果に基づき、候補者として特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

4 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、それぞれ特定された理由及び特定されなかった理由を付すものとする。

5 第3項の非特定の通知を受けた者は、管理者に対して書面により、その理由についての説明を求めることができる。

6 管理者は、特定者に対して、当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。予定技術者等の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(提案資格の喪失等)

第14条 当該委託について提案資格を有することについて管理者の確認を受けた者が、資格確認後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第5条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 参加表明申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、管理者は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第15条 提案者が多数あり、候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、選定委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみヒアリングを行い、評価を行うことができる。

(特定結果の公表)

第16条 候補者の特定結果については、ホームページに公表するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

茨城県央環境衛生組合管理者 宛て

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

プロポーザル参加表明申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件 名

連絡担当者
所属
氏名
TEL
FAX
E-mail

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

茨城県中央環境衛生組合管理者



参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件 名

結 果

- 1 資格を有することを認めます。
- 2 次の理由により、資格を有することを認められません。
理由

担当者

様式第3号(第11条関係)

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

茨城県央環境衛生組管理者



プロポーザル参加指名通知書

次により、プロポーザルを行いますので通知します。

- 1 委託名、委託内容及び履行期間
- 2 提案書を特定するための評価基準
- 3 担当係
- 4 プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
- 5 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
- 6 提案書提出の期限、場所及び方法
- 7 ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- 8 手続において使用する言語及び通貨
- 9 契約書作成の要否
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
- 11 評価が同点となった場合の措置
- 12 その他管理者が必要と認める事項

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

茨城県央環境衛生組合管理者 宛て

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

提 出 意 思 確 認 書

期限までに提出します。
次の件について、技術提案書を
提出しません。
件 名

連絡担当者
所属
氏名
TEL
FAX
E-mail

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

茨城県央環境衛生組合管理者 宛て

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

技 術 提 案 書

次の件について、技術提案書を提出します。

件 名

連絡担当者
所属
氏名
TEL
FAX
E-mail

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

茨城県中央環境衛生組合管理者



プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提出意思確認書及び技術提案書等を提出していただくたく通知します。

件名

提出書類

- 1 提出意思確認書(提出期限 年 月 日)
- 2 技術提案書(提出期限 年 月 日)
- 3 質問書(提出期限 年 月 日)

その他関係書類

- 1 技術提案書関係書類
- 2 業務説明資料
- 3 様式書類電子データ(参考)

担当者

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

茨城県央環境衛生組合管理者



結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の技術提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件 名

結 果

- 1 最適であると特定しました。
契約等の手続については、別途連絡します。

- 2 次の理由により、特定しませんでした。
理由

担当者